

新規事項追加の禁止（特許法17条の2第3項）について

弁護士法人関西法律特許事務所
知的財産法研究会 弁護士 村林 隆一
弁護士 井上 裕史

「船舶事件」（知財高判平成25年9月10日・平成24年（行ケ）10425号
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

本論稿では、新規事項の追加が争われた近時の事例を紹介する。
なお、明細書の記載、審決及び判決引用部分の下線は、いずれも筆者が付した。

第1 事案の概要と判示

1 事案の概要

本件は、発明の名称を「船舶」とする発明に関する無効審決の審決取消訴訟において、バラスト水処理装置の配置場所について、「バラスト水処理装置が船舶後方の非防爆エリアに配設されている」とする補正が、新規事項の追加に該当するかが争いとなった事案である。「バラスト水処理装置」とは、バラスト水の取水時または排水時にバラスト水中の微生物類を処理して除去または死滅させる装置である。船舶では、姿勢制御や復原性確保のために空船時にポンプでバラスト水を吸い込んでバラストタンク内に積載（取水）し、貨物を積み込む港において積荷の進行に合わせて排出（排水）している。このバラスト水には、種々の微生物類（水生生物）が含まれ、排水港の生態系を破壊する危険等があることから、バラスト水の取水時または排水時に微生物類を除去または死滅させることが求められる。

2 本特許権

(1) 審査経過

本特許権の審査経過は下記のとおりであった。問題となった手続補正は、平成22年3月24日付の手続補正（以下、「本補正」という。）ものであり、拒絶理由通知を受ける前になされたものである。

H19/09/13	特許出願（特願2007-238381）
H21/04/02	特許公開（特開2009-67253）
H22/02/12	審査請求